

第 3 3 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 5 年 3 月 6 日 午後 1 時 32 分～午後 4 時 03 分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 15 名 欠席者 1 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

報告 第 2 号 一時転用の届出について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用
配分計画について

議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第 8 号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

議案 第 9 号 「最適化活動の目標の設定等」について

議案 第 10 号 下限面積(別段面積)の廃止について

4. 閉 会 協議(報告)事項

出席委員 (15 名)

1 番 吉田 孝行 2 番 中村 伸秀

3 番 松永 博視 4 番 岡本 義照

5 番	近藤 茂	6 番	井寺 知江子
7 番	成清 輝美	8 番	角 豊明
9 番	中村 浩章	1 1 番	城戸 慎吾
1 2 番	溝口 弘之	1 3 番	城戸 孝行
1 4 番	富安 春二	1 5 番	古賀 重満
1 6 番	坂本 好教		

本会議に欠席した農業委員（1名）

1 0 番 北原 良輝

会議に出席した事務局職員

事務局長	田 中 幸 裕
課長補佐兼担当係長	中 村 敏 和

午後 1 時 32 分 開会

○事務局

皆さん、こんにちは。間もなくですね会議始めますので、携帯電話をお持ちの方はですね、いつもの通りマナーモードもしくは電源をオフにお願いいたします。それでは時間も過ぎましたので、会長の方にですね、会議の方を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長

改めまして皆さんこんにちは。大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。また先日からの研修には皆さん奮って参加いただきましてありがとうございます。特に大村のシュシュに関しましては、慎吾様のお知り合いということで熱心に研修いただきまして本当にありがたく思います。ああいう先進的な見方をされるのであればいいなとつくづく思ったところがございます。

それでは、ただいまから第 3 3 回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は 1 0 番の北原良輝委員が欠席でございます。

次に注意事項でございます。新型コロナウイルス感染症の対策としまして、できるだけ短時間での総会となるよう、事務局からの説明は簡潔にお願いいたします。また、

発言される委員さんは議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いをいたします。本日の議事は、報告事項が2件、議案が10件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願いを致します。

次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には5番の近藤茂委員、8番の角豊明委員をお願いを致します。

それでは、報告事項に入ります。報告第1号、第2号について、続けて事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。それでは今回もですね、簡潔な説明に努めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

利用権の解約は3件でございます。第1項及び第2項は貸人の都合による解約で転用を計画されているためでございます。第3項は八女の株式会社等が利用権設定されていたものを個人で更新されていたものでございますが、やはり耕作が困難ということのため解約をされておりまして、現在次の耕作者をですね調整中ということでございます。続きまして議案書の3ページをお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書の3ページをご覧ください。

報告第2号 一時転用の届出について でございます。

第1項、契約、使用貸借、所在は前津、面積は5,647㎡です。一時転用で用途は仮設事務所及び資機材置場、申請事由は八女県土整備事務所発注の道路工事及び筑後市発注の下水道工事における仮設事務所設置等でございます。場所の確認をお願いします。地図の1ページをご覧ください。県道の沿線ですね、欠塚の信号から南へ約500mの農地で一時転用期間は2月1日から4月30日までの3ヶ月間と、3ヶ月以内で

あることから一時転用の届け出となっているものでございます。説明は以上です。

○議長

ありがとうございました。報告事項を終わります。

次に議案第1号第1項を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書の4ページをお願いいたします。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について でございます。

第1項、氏名、____、住所、大字前津、経営形態、ぶどう及び梨、面積230.5a、農業労働力、計3名でございます。こちら令和2年認定の認定農業者でございます。前津の農地、樹園地ですね、こちらを基盤法で購入したいということであっせんを希望されております。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終了しました。第1項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第2項、氏名、____さん、住所、大字若菜、経営形態、米麦等の普通作とぶどう、面積1,210.4a、農業労働力、計4名でございます。こちら平成30年認定の認定農業者でございます。基盤法で農地を購入できるように、あっせん登録を希望されております。まだ購入される農地自体は何か相続手続き等でもう少し先になるというようなことで伺っております。説明は以上でございます。

○議長

それでは、説明が終わりました議案第1号第2項について、質問のある方はどうぞ
お願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号第2項について承認
することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第3項、氏名、_____さん、住所、大字西牟田、経営形態、麦、面積85.1a、
農業労働力、計2名でございます。こちら西牟田の田5,222㎡を基盤法で購入される
ための申請となっております。この____さんは現在認定農家ではないんですが、法人
の方、所属されている法人の方ではですね、認定農家、というか認定されているという
ことになっております。法人_____さんはですね。今現在この麦の作付85.1aでご
ざいますけれども、こちらの方は市のあっせん基準でいきますと、新たに取得する面
積を加えて117aをクリアすれば可能ということになってございますので、そういった
意味では40a以上ぐらいの農地であればですね、あっせんも手続き可能というような
ことで85.1(※a)でも申請を受けているところでございます。あと今後の予定でご
ざいますけれども、法人_____さんに聞き取りではですね、この次の夏作からは合
計で126aの作付をですね、計画されてあるということで伺っておるところでござい
ます。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

説明が終わりました。議案第1号第3項について、質問のある方はどうぞお願い致
します。(はい)近藤委員どうぞ。

○委員(5番)

質問ではありませんけどね、少し補足をしたいと思います。この____さんはで
すね、今紹介があった通り、今年の5月からですね、法人_____の組合員になっ
ておられます。それであの経営状況はここに書いてある通り、麦が81.5aということ
ですけど、自身の農地の所有はありません。それでですね、現在は法人がですね、耕作
を再委託しておるということです。それでですね、以前からいろいろ申し上げており

ましたけど、法人の組合員が参加法人へ貸し付けるための農地取得の際の手続きについてということで以前からいろいろ議論をしておりましたけど、事務局と解釈が異なっていたもので、お手元にですね別紙というか1枚紙がありますけど、私もですね、私の考えが間違っておるかなと思ってですね。(ありますか) それでですね、農水省の方に確認をしたんですけど、一番下の方にですね、令和5年2月9日に九州農政局の___課長さんから回答いただいて、この②の___さんについてはですね、農地の117(※a)とかそういうことじゃなくて、法人の構成員であればですね、そして必ず参加法人に貸しつけるということであればですね。基盤法の農地利用集積計画で対応をするべきであるという回答を得ております。それからこの議案には関係ないんですけど、ついでに申し上げますと、_____さんがこういう形で農地法で所有権を取得されて、10月の総会で処分があって12月にですね、法人に貸し付けるということで、利用権設定が決定されたんですけど、これはですね、あの、又貸しに該当するということで、農地法に抵触するというようなことで今ですね、九州農政局では判断がつかないから、本省のあの経営局の_____専門官という方のところでですね、精査検討中ということをしてですね、いただいておりますから皆さんに連絡をしておきます。以上です。

○議長

他に、この件について質問はございませんか。(よかですか) はい。

○委員(4番)

今言われた、要するにこの170a(※117a)を満たさないから、この___さんという方は170a(※117a)以上クリアするためにしてある部分が、そうじゃなくてももう170a(※117a)満たないでも、筑後市でそう取り決めの中でも、こういうふうな法人としてあるぶんは良いっちゅうことでしょ、この2番目。今言われたのは。今説明された分。(___さんの分?) はい、こういう法人に入ってそういう形でしてあれば。

○委員(5番)

はい。(はい、どうぞ) そういうことですね。それが、根拠となるやつがですね、基盤法18条の3項の第2に基づいたですね、基づいておるということであの、___課長からはですね、お話をいただいたから、そういう部分についてここに書いておるわけです。それであの、筑後市が定めた農業基本法とかですね、基本構想か。あれを読んでもいただくと大体理解できると思いますから。

○議長

で、該当するということですので、いいですかね。

○委員（４番）

はい、そいけんこれが今言われた分とくい違いじゃなかばってん、そういうふうな理解でいっちゅうことを、ちょっと確かめたいために質問したわけですけども。

○議 長

何か局長ある。（いえ）該当するちゅうことで。

○委員（４番）

はい、了解しました。

○議 長

他に、この件についてご意見、ご質問のある方はどうぞ。

【質問なし】

無いですね。それでは質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第2号、基盤法の所有権移転は2件でございます。それでは議案第2号第1項について提案します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の5ページをお願い致します。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在、久恵、地目は畑、1筆、面積711㎡、渡人、北長田の_____さん、
受人、福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額_____円でございます。こちらの
金額は10aあたりに直しますと_____万円でございます。あと、購入予定はですね、
北長田の方がですね、あっせん登録されていらっしゃる北長田の方が購入予定でござ
います。説明は以上でございます。

○議 長

それでは、説明が終了致しました議案第2号第1項について質問のある方はどうぞ

お願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第2号第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に、第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第2項、所在、馬間田、地目、田6筆、面積計で10,818㎡、渡人、福岡県農業振興推進機構、受人、大字折地の_____さん、作物は米麦大豆、売買価格は_____円でございます。_____さんは平成26年にあっせん登録を受けておられる認定農家でございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終了しました第2項について、質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第2号第2項について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第3号を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の6ページをお願い致します。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画について でございます。

中間管理事業を活用した利用権設定でございますが、全部で2件でございます。第1項は16ページの1-53までございまして、今回法人_____の利用権設定を

農地中間管理事業へ切り替えられるものでございます。作物は米麦大豆、借賃は10a当り____円と____円と____円とそれぞれございますけれども、こちらの方____円が参考までにですね、ほ場整備しているところでございます。と、____円はほ場整備で20a以下のところだそうでございます。それと____円とされているところはほ場整備されていないところ、というような区分けで料金設定をされております。期間は平成15年、違う、令和15年の6月までの10年間又は20年の6月までの15年間と、期間は複数に設定されていらっしゃいます。と、この期間を複数に設定されてあるのは貸し借りの期間は借人の方に確認をされて、その期間をですね、それぞれ貸人か、貸人のニーズによるものというふうに伺っております。

また、16ページの第2項は、島田の田1筆、661㎡を、法人_____へ利用権設定されるもので、利用目的、米麦大豆、借賃、反当たり____円、期間は約4年間で、この期間は他の農地と期間を合わせるためということでございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終了しました議案第3号について、質問のある方はどうぞお願いを致します。はい、____委員どうぞ。

○委員（5番）

あの、どこからどこに切り替えか、ちょっともう一度よろしいでしょうか。切り替えで、ということだったでしょ。

○議長

はいどうぞ。

○事務局

はい。相対というか、利用権設定から中間管理事業への切り替えでございます。

○委員（5番）

そうするとですね、これはあの、農事組合法人の_____ですかね、この借人の方は、受け手は変わらないわけですね。

○事務局

はい、貸し手も受け手も変わらない、はい。

○委員（5番）

そうするとですね、私いつもこう思っておりましたけれども、利用権設定は、あの、

再設定とか、いろいろそういうような表現だったんですけど、これはみんな新になっています。この利用権の配分についてはですね、利用配分計画についてはこれは、更新であっても新、項目が新になってますよね。だから利用権配分の場合はその再設定とかそういう、じゃなくて全て新という表現になるわけですか。

○議長

どうぞ。

○事務局

はい。あの、筑後市が作る農用地利用集積計画での再設定ではなく、それは期間が6月でもう今度されるものですからそれで終わると。そして、中間管理機構が作る農用地利用配分計画については、新たに作りなおされると、これは機構が作られるので。そこで、今回は新。今回はですね。次の更新の時には再となるかもしれません。

○委員（5番）

ならあの、筑後市の利用権設定という場合は、あの、更新の場合は再設定とかそういう表現で、利用権配分計画についてはこれは中間管理機構が決定しますよね。（はい）それで、中間管理機構の場合は、そのやる場合は新ということによって統一されるということですね。

○事務局

そうではなくて、中間管理機構がする利用配分計画は今回は初めてということですから次の更新の時には再になるかもしれません。

○委員（5番）

なら、この、何筆かな、130筆の29万8千何㎡についてはですね、これは初めてということじゃないわけでしょ。

○事務局

あ、だから、利用配分計画では初めて。今回が初めて。（なるほど）だから初めて中間管理事業での計画を作られたので。

○委員（5番）

中間管理機構が受け手になって初めて。

○事務局

あの、三者契約みたいなことが初めてということですね。で、次も三者契約されるならこれが更新となられるということですね。

○委員（5番）

はい、分かりました。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

他に質問も無いようでございますので採決をとります。議案第3号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、議案第4号を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

利用権設定は新規又は再設定が5項まで、21ページの第5項までございます。で、第6項はですね、前回もございましたが変更でございまして、この変更については面積の方にはカウントしない、契約の中身が変わっただけということで、そういったこともありますがそれも一緒に利用権設定の計画の中に入れさせていただいております。それではいつもの通り第1項のみ説明をさせていただきます。17ページでございます。利用権設定、貸借権設定、第1項、所在、大字前津、地目、樹園地4筆、面積計の4,109㎡、利用権は賃貸借、貸人、岡山市の_____さん、東京都の_____さん、借り人、前津の_____さん、利用目的、みかん、借賃は反当たり_____円で、期間は約10年間でございます。続きまして最後の集計の方を説明させていただきます。議案書の22ページをお願いいたします。

括弧書きは中間管理事業分で内数となっておりますが、全体のみ読上げをさせていただきます。左上の「総計」でございます。田59件、面積310,872㎡、畑3件、

面積 4,109 m²、合計 62 件の面積 314,981 m²でございます。内訳でございます。新規・再設定別では、新規 60 件、再設定が 2 件、通年・期間借地別では全て通年でございます。小作料納入別は、金納が 61 件と使用貸借が 1 件でございます。貸借期間別でございます。4 年が 1 件と 5 年が 2 件、9 年が 1 件、10 年が 6 件、11 年が 4 件、15 年 48 件となっております。期間で 4 年や 9 年、11 年となっておりますのは、終期が 6 月だったり 11 月になってございますので、そのためにちょっとずれているものでございます。15 年とされているのは_____が 15 年と設定されているものが多く出ているところでございます。6 項の変更につきましては、先ほど言いましたようにこの集計には含まれておりません。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終了致しました議案第 4 号について、質問のある方はどうぞお願い致します。城戸委員どうぞ。

○委員（11 番）

4 項の_____さんと_____さんのイチゴのハウスの賃借だと思うんですけど、_____さんというのは新規の、新規就農者ですか。

○事務局

新規就農者ではあるはずですが、_____さんって方ですね、で、ちょっと資料を、ちょっとお待ち下さい。（申請書を確認）現在、親元で就農で手続をされてあって、まだ就農されて期間が間もないようですけど、というか最近始められたようですけども、3 年後に認定をとるために今準備をされてあるといったような状況で、その農地を今回借りられるということですね。だから新規就農でございます。親元でってことなので、親は農業者ということのようです。

○委員（11 番）

分かりました。ありがとうございます。

○委員（1 番）

これは親元就農じゃなかっでしょうもん。

○事務局

あ、そうですね、すいません。まるっきり新規就農です。親元では無いですが、子ど

もの知り合いの方、が農業をされるということです。

○委員（1番）

親は親でしよっちゃつとやないとですか、江口で。

○事務局

農地の場所は分りませんが、親って言うか、この方、_____さんは住所は江口ですが、江口の農家さんでは無いと思います。認定をとるっていうのが認定農家なのか認定新規就農者なのかちょっと聞いてないんですけど、3年後ということなんで多分認定農家だと思います。新規就農だったら研修とかはそんなに要らないと思うので。

○議長

研修ばしてからせらっしゃるとやなかとね。

○事務局

親元研修みたいな感じで、里親というか、そういったような、研修センターに入って研修するんじゃなくてそこでされるっていう。

○委員（8番）

親元就農は受けられんめ、新規就農のあれは。

○事務局

そうです。それは。（親じゃなかけんよか・・・）

○委員（1番）

就農支援金ば貰うためにしよっちゅうことやろうもん。3年間研修して3年目には認定農家になるちゅうのは。

○事務局

その段取りを踏もうとしてあると思います。（年間150万かなんか）ちょっと今制度が変わったみたいですけども。はい。

○議長

議案第4号について、他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。議案第4号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第5号、農地法3条でございます。本日の案件は6件でございます。それでは、第1項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書23ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、売買、所在、前津、地目、畑1筆、面積76㎡、渡人、大字前津の_____さん、受人、同じく前津の_____さん、申請事由は渡人の希望によるもので、作物は露地野菜、価格は総額_____円とされてございます。公共事業による残地を売買されるということで伺っております。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

それでは次に第1項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局の説明どおりであります。審議の方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第2項でございますが、第3項と関連いたしますので、一括して提案致します。それでは、第2項、第3項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、贈与、所在、大字蔵数、地目、畑1筆、面積3,737㎡、渡人、大字蔵数の_____さん、受人は_____さん、夫婦間の贈与でございます。続きまして、第3項、契約、贈与、所在、大字熊野及び蔵数の地目畑2筆、面積計で884㎡、渡人、

大字蔵数の_____さん、受人は_____さん、こちら親子間の贈与でございます。作物は、お茶や樫でございますが、2項3項ともに計画的に贈与をされているものでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

2項と3項、面積持ってあるのが大きいので毎年税金のあれで、少しずつ、ずっと贈与を毎年されてます。ご審議の方よろしくお願い致します。

○議 長

それでは第2項、及び第3項について、質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので一括して採決をとります。第2項及び第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第4項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、24ページの第4項でございます。契約、贈与、所在、大字熊野の田1筆、面積7,533㎡、渡人、大字蔵数の_____さん、受人は_____さん、こちら兄弟間の贈与でございます。作物は、米、大豆でございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局の説明どおりでございます。ご審議方よろしくお願い致します。

○議 長

それでは第4項について、質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について許可することに

賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することに致します。

次に、第5項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第5項、契約、売買、所在、島田、地目、畑1筆、面積、629 m²、渡人、大字古島の_____さん、受人、大字下北島の_____さん、申請事由は渡人の希望で、売買価格は10a当り_____円、作物はカボチャを計画されてございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局より説明のあったとおりでございます。審議の方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので第5項について、質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することに致します。

次に、第6項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

暫時休憩します。

【休憩】

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局の説明をお願い致します。

○事務局

はい、第6項、契約、贈与、所在、大字水田の畑1筆、面積、218 m²、渡人、大字長浜の_____さん、受人は折地の_____さん、こちら離農に伴いまして、隣地を耕作される傍らこの農地も管理されていらっしゃる受人の方へ贈与されるものでございます。作物は野菜を計画されていらっしゃいます。事務局からの説明は以上でござ

ございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局の説明どおりであります。審議の方よろしくをお願いします。

○議長

説明が終わりましたので第6項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第6項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することに致します。

次に議案第6号、農地法第4条の転用は3件でございます。第1項でございますが、農業委員会会議規則第10条の規定によりまして、委員は自己に関する事項については議事に参与することができないこととなっております。従いまして13番_____委員には退席をしていただきます。

【委員 退室】

それでは第1項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の25ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について _____ でございます。

第1項、所在、熊野、地目、畑、1筆、面積、248㎡、申請人は、筑後市熊野の_____さん、申請事由、自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の2ページをご覧ください。(地図により位置説明) こちらの農地区分は10ha未満の農地で第2種農地、現在のお住まいは後継者である息子さんが母屋を使用され、新たにご夫婦のお住まいを建設される計画でございます。集落接続により許可可能と判断しております。説明は以上です。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

先ほど事務局の説明とおりです。地図は2ページになります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議 長

それでは説明が終わりました第1項について、質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

_____委員の入室をお願いします。

【委員 入室】

暫時休憩します。

【休憩】

休憩前に引き続き会議を開きます。では第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在、下北島、地目、田、1筆、面積、1,378 m²、申請人は、筑後市下北島の_____さん、申請事由は、農地改良、田を畑へ一時転用の計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページです。(地図により位置説明) こちらの農地は農振青地です、一時転用の期間田から畑への造成期間これが令和5年4月1日から4月30日となっております。新たに肥育牛、子牛を20頭飼われる予定で、農地改良後は牧草を植えてですね、さらに周囲には松杭を1.2m間隔で打って、杭の間には4段のトラロープで逃げ出さないように被害防除をされる計画となっております。説明は以上です。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局より説明のあったとおりでございます。審議の方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので第2項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号第2項について、承認することに賛成の方挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第3項、所在、井田、地目、畑、1筆、面積、217 m²、申請人は、筑後市井田の_____さん、申請事由、駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページです。(地図により位置説明) こちらの農地区分は南側へ広がりのある10haを超える農地で第1種農地、県道の拡幅工事に伴い、自宅のですね南側ギリギリまで道路にとられるためですね、自宅駐車場がなくなるということで自宅西側の農地に駐車場を整備されるものです。敷地拡張は既存の敷地の1/2以内であり許可可能と判断しております。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

事務局の説明どおりでございます。地図は4ページです。審議のほどよろしくお願い致します。

○議長

それでは説明が終わりましたので第3項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号第3項について、承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第7号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は6件でございます。それでは第1項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書26ページをご覧ください。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、使用貸借、所在、熊野、地目、畑、2筆、面積合計1,033㎡、貸人は筑後市熊野の____さん、借人は同じく熊野の____さん、親子でいらっしゃって申請事由は共同住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の5ページです。(地図により位置説明)こちらの農地区分は10ha未満の農地で第2種農地、集落接続により許可可能と判断しております。令和4年12月28日農振除外が完了しております。申請地の青色の右上のアパートを令和3年12月に許可しており、完成してもう既に入居をされている状況でございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい、_____です。只今事務局の説明どおりであります。地図は5ページにあります。審議の方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終了しましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在、北長田、地目、畑、1筆、面積、694 m²、渡人は筑後市北長田の_____さん、受人は筑後市野町の_____さん、申請事由、店舗建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の6ページです。(地図により位置説明) こちらの農地区分は10ha未満の農地で第2種農地、代替地が外にないことから許可可能と判断しております。_____さんは野町でですね飲食店_____を経営されておりました2号店になるそうです。土地の価格は総額の_____円、坪単価の約_____円、説明は以上でございます。

○議長

次に担当委員の説明をお願い致します。

○担当委員

只今の事務局の説明どおりでございます。店舗建設は、飲食店経営ということで聞いております。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりました第2項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第3項、契約、賃貸借、所在、下北島、地目、畑、1筆、面積、300 m²、貸人は兵庫県川西市の_____さん、借人は久留米市の社会福祉法人_____と_____さん、申請事由は駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の7ページでございます。(地図により位置説明) こちらの農地区分は、周囲を宅地で囲まれた第3種農地、原則許可となります。社会福祉法人_____と_____さんについてはですね、_____を経営されておりました、現在の職員に加えてですね、新たに8名の新規採用を予定されていることで今回の駐車場増設の計画となったものでございます。賃貸借の契約期間は10年間、説明は以上でございます

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい、15番の古賀です。只今事務局より説明のあったとおりでございます。審議の方よろしくお願ひ致します。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第3項について質問のある方はどうぞお願ひを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第4項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書27ページをご覧ください。第4項、契約、売買、所在、津島、地目、雑種地、1筆、面積、317 m²、渡人は三重県名張市の_____さん、受人は八女市本の_____さん、申請事由、共同住宅建設となっています。場所の確認をお願いします。地図の8ページです。(地図により位置説明)こちらの農地区分は周囲を宅地に囲まれた第3種農地、原則許可のところでございます。こちらはですね、平成15年9月に個人住宅を建設するという事で一度5条許可済みですけれども、当時のですね転用事業者である____さんのお父様、_____さんがですね、退職後に家を建てるとされておりましたが、体調を悪くされてですね、転用許可の5年後に亡くなれております。よって、許可は受けたものの、当初の転用目的が未完了であること、また、本来ならばですね変更申請になるということなんですけれども、農林事務所にですね当時の申請書も残っておりませんので、協議の結果ですね、再度転用許可申請を指導してくださいとのことでですね、今回の申請に至ったものでございます。なお、北側の入口は宅地でございます、これが一体利用地、宅地で579.99 m²となっており、全体でアパートを2棟、8戸の計画となっております。こちらのアパートはですね、ファミリー層向けで、2Lとかですね、2LDKとかちょっと広めのやつになっておりま

す。土地の価格は宅地も含めて総額の_____円、坪単価の約_____円、説明は以上でございます。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4項につきまして、事務局の説明どおりでございます。地図は8ページです。審議の方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりました。第4項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。(ちょっといいですか)どうぞ。

○委員(15番)

今事務局の方の説明があつて、数年前に1回宅地申請されてそれが取り消しになった。

○事務局

取り消しにはなってないです。

○委員(15番)

建物が建たんやっただけで。(改めて)

○事務局

そうです。

○委員(15番)

改めてまたする必要があるとですかね。そこんにきの説明を。(もう1回)

○事務局

先ほども説明をしましたがけれども、一度ですな転用の許可を、申請をされて許可が出ています。でも、当初目的の住宅を、個人住宅を建てると言うのが完了していない。

ですね。建っていなかったのです。

○委員（15番）

期限があるわけ。

○事務局

期限というか未完了のままですね。ずっとそのままほたってあったと言いますか。建ってないまま。（雑種地のままで）はい、現場は雑種地なのでこちらは雑種地と書かせてもらってますけども、基本的には未完了のままだと農地法の適用をずっと受けるんですよ。なので今回農林と相談した結果ですね、もう一度、再度ですね、転用の許可を。本来やったらその書類とかがあればですね、基本的に個人住宅じゃなくて、まあ共同住宅にですね、変えるということになるんでしょうけども、今回はそういう形で再度、改めて転用許可を取って下さいということになります。

○委員（15番）

期間が過ぎても建ててなかったら改めてまた申請し直すということですか。（はい）そういう物件がちらほらめっかるけんですね。はい、すいません分りました。

○議長

それは何年とかあつと。

○事務局

期間は今のところ聞いたことありませんけれども、平成24年位からですね、そういった完了していないところがあるので、農林のほうからですね、進捗状況と、あと完了の調査書がずっと毎年ですね、年に2回ほど転用事業者さんに行きます。それで進捗を出して下さい、で、完了していないところはまたずっと送り続けてですね、それで今年も100件ほど農林が出したんだけど、そのうちまあ半分近くは進捗状況をですね。あの、明らかにもう建っているけど、完成しているけど出し忘れとかもありますので、それでですね、きちんと経過を追っているというのが実情でございます。（はい）

○議長

はい、どうぞ。

○委員（9番）

今回の場合はその、ほうたらかしとるとこの裏の土地を一緒に開発するからということの申請じゃないんですか。

○事務局

前のやつは一体利用地なので元々宅地やったとです。

○委員（9番）

でしょ。（はい）で、こんだの申請は裏の畑を宅地化するんでその申請でしょ。（はい）

○事務局

裏の畑が許可が下りてたところです。（前のところじゃなくて）

○事務局

（位置図で説明）この、青のところは前許可が下りていたところです。

○委員（9番）

下の方が。（はい）そうですか。

○事務局

で、ちょうど両方にかかるということですね、この緑のとも一体利用地で上げるということです。

○委員（9番）

緑の部分が前してあった部分じゃなくてですね。（はいそうです）

○事務局

青の部分が農地法の適用を受けるということです。今回は。前許可を受けてあってですね。

○委員（5番）

前回のやつは4条申請だったんですか。

○事務局（中村課長補佐）

はい、前回は4条申請です。

○委員（5番）

そすと、まああの宅地への登記が終わっていないということだからですね、雑種地ということですけど、固定資産税なんかは今言われたら農地での。

○事務局

いえ、固定資産税の課税は雑種地であがってます。（そうですよ）はい。（分りました）現況課税になるからですね。

○委員（４番）

ちょっとよかですか。（はい）これについては、何年かの契約じゃないんですかね、取り消しの契約ちゅうのは。そのまま現況で10年も20年もそのままの状態ですとって雑種地にしとって、そのような状態でよかったですか。許可得とって建てる見込が無い場合でも。

○事務局

良いというか・・・。

○事務局

農地法、転用の話なんですけれども、農地の転用許可が出ました、で、許可が出て完了を、完成したときの完成の報告を出していただいてそこで初めて農地法から外れる。で、完成の報告が無かったら農地法での農地のままです。但し、税金の課税は、転用手続きがされたということで即座に転用目的の課税に変わります。税金は。現場の方は変えられてたり変えられなかったりしますが、ここについては農地のまま、昔のままやったところですね。で、先ほど補佐の方からありましたように農林事務所の方で平成20何年からですね、後を追うようになっています。だからそこから先は何年間とかは無く、資料があるしこは、計画変更を出しなさいとか、若しくは許可取消願を出しなさいとかいう動きができるんでしょうけど、もおう計画実施しましたちゅうことであれば。でも、昔の案件だと書類が残ってないので変更だとしても変更の中身が分からないとか、取り消しするにも対象の許可番号が分からないとかそういったことがありますので、昔のやつは今みたいに出し直して下さいってことになります。何年かんとかではなくて、平成20何年より以前か以後かっていうような扱いです。農転許可も他のやつが出てますけども、完成が出てきて初めて農地法の適用から外れるというようなことになります。完了しなかったら、農地台帳的には何時までも農地としてまだ手続き中というような扱いになるので何年間っていう定義はないですね。

○議 長

その20何年っていうのは何ね。

○事務局

未完了の分が全国的に多くなったので、後追いをして国に報告をするようなルールが新たに出来たということですね。

○議 長

出来たのが20何年。(それぐらいから手続が始まっているようです)

○委員（4番）

もう一つよかですか。(はい) あの、そういうふう申請願出されてから皆さん全員16人で賛成ち、今ですね、そしてOKになった、そういう形で今私が質問したのは今言われたように年限はなかけども、ずっとそのままならそのままの状態っていうことで、それは今から先もそのような状態になるとですか、筑後市の場合八女市の場合市町村によってそういうようなあれはないわけですね、全国統一でしょ。

○議長

どこの市町村も一緒ですか。

○事務局

この取扱は概ね県です。県知事の許可なので概ね県で、たまに久留米市とか独自のやり方をしてあるところ、権限委譲を受けて市でしてあるところがありますけれども、そうじゃなければ基本的には県単位になってます。

○委員（4番）

分りました。

○議長

他にこの件でございませんか。

○委員（9番）

罰則規定はないとですか、何年せんやったとか。

○事務局

違反転用に関してはありますけれども、この許可を受けてて許可を実施できないというのに違反っていう考え方は聞いたことが無いですね。

○議長

他にこの件でございませんか。ないですね。採決したっじゃったな。(はい) 採決した後やった。(そうです) そしたら、次に第5項でございます。第6項と関連いたしますので一括して提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは第5項から続けて説明を致します。第5項、契約、売買、所在は四ヶ所、地目は田1筆、面積、760㎡、渡人は四ヶ所の_____さん、受人は同じく四ヶ所の特定非営利活動法人_____の_____さん、申請事由はグループホーム建設とな

っています。場所の確認をお願いします。地図の9ページ、5の5と書いておる大きい方のやつですね。(地図により位置説明) こちらの農地区分は10ha未満の農地で第2種農地、集落接続で許可可能と判断しております。NPO法人でいらっしやいましてですね、水田の方で実際に障がい者の施設等を運営されておまして、今回、自宅のすぐ南側にグループホーム、共同生活援助施設を計画されたものでございます。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円、第5項は以上で、続きまして第6項、契約、売買、所在、四ヶ所、地目、田1筆、面積17㎡、渡人は四ヶ所の_____さん、受人は同じく四ヶ所の_____さん、申請事由、排水路整備となっています。場所は同じく地図の9ページ、5条—6、下のところになります。こちらの農地区分は同じく第2種農地、____さんの自宅がすぐ南側にありまして、昔は農業用の水路があったそうですけれども、その機能もなくなりまして、家庭用の排水路として使用するにあたり、転用許可申請をされるものでございます。現在の自宅敷地の拡張ということで許可可能と判断しております。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円、説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

これですね、_____さんところに簡易な排水路がしてあるんですけども、グループホームが出来るということですね、きちっとした排水路にするちゅうことで、これだけを____さんが買うてするということになっております。後は事務局の説明のとおりです。審議の方よろしくをお願いします。

○議 長

それでは説明が終わりました。第5項及び第6項について質問のある方はどうぞお願い致します。どうぞ____委員。

○委員(6番)

この_____というのは、水田を廃止してこっちの二川の方につくられるわけ。

○事務局

水田の方もそのまま、でですね、こちらのほう新しく、区分け的には増床という形で言われますけども、いわゆる新築のやつを建てられるというところでございます。

○議 長

いいですか。(はい) 他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので、順に採決をとります。先ず、議案第7号第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第6項について採決をとります。承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第8号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書28ページをご覧ください。

議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について でございます。

別紙様式1をご覧ください。こちらの1ページから6ページまでのやつですね。指針の案でございます。こちらはですね、国と全国農業会議が協議して策定をされたもので、新たにですね4月以降のやつをですね、作成されておまして、これに準じて作成をして下さいということですね。後は筑後市の実態にあわせて少し修正をしておるところでございます。こちら基本的な考え方でございますけれども、農業委員会に関するですね法律が改正されまして、農地の最適化の推進ですね、が明確に位置付けられたところがございます。昨年の7月にもご提案をさせていただきましたけれどもですね。そういうことで、後継者問題による遊休農地の発生が懸念されたり、この遊休農地発生防止に努めていく一方、担い手への集積・集約化を図るため、地域計画というものをですね、策定することが義務付けられましてですね、この最適化指針もですね、令和5年4月1日には既に策定・公表する必要がございます。よって、本日の総会で提案させていただいているところがございます。指針案はですね、2ページから具体的な指針案になりますので、一枚捲っていただきまして、先ほど言いましたように最適化活動の指針はですね、昨年7月に策定をしましたがけれども、内容的には大きく3点になります。先ず1点目がですね、2ページに書いております遊休農地の発

生防止・解消についてでございます。こちらのほうはですね、遊休農地面積についてはこちらに書いているとおりの数値になっておりますので、これが3年後、あるいは10年後にどの程度まで解消するかという目標数値になります。国はですね、5年くらいで全部解消しなさいというようなほうを言っておりますけれども、それは現実ではありませんので、防止と解消に向けた取組で発生を抑えていくといった計画をしておるところでございます。2点目でございますが、3ページの2番の担い手の農地利用の集積・集約化についてでございます。こちら現状としましてですね、令和4年、前年度末のですね数値で74.6%ということであげております。国の目標が集積率を80%と、これを目標にしていますので、10年後をですね80%としておるところでございます。但しですね、こちらの方も直近の集積率、まあ、5年の3月末時点をあげたいんですけども、市の農政課がですね、県に報告するものがあります。その調査回答がですね、大体3月20日頃になりますので現時点では昨年度末のやつをですね、今あげておりますが、その数値が確定した段階でですね、修正をさせていただければと本日は提案をさせていただきたいというふうに思います。この中段のですね、この担い手の確保、参考のところですがけれどもこちら令和4年の3月の通じをあげておりますのでこちらのほうもですね、同じように調査の数字が確定してからですね、修正をさせていただきたいなと思っておるところでございます。続きまして4ページですね。4ページは中間管理機構との連携、利用権設定について記載をしておりますのでお読み取りをいただきたいと思うところでございます。3点目でございます。5ページですね。新規参入の促進についてでございます。新規就農者の目標ですけれども、大体平均するとここ数年間2名ないし2点何人ということになっておりますので、こちらのほうですね、現状は先ほども言いましたように昨年度末の令和3年度の数字が入っておりますが、3年後の目標ということで大体年に2名程度をですね、目標ということであげさせていただきたいというふうに思っております。下にはですね、具体的な推進方法はそこに書いておるとおりでございます。新規就農フェア等についてはですね、角委員さんと一緒に昨年も行ってきましたけれども、そういうかたちでですねいきたいというふうに思います。それと6ページのですね、第3と言うところでこちらがちょっと、今後2年後にですね必ず出さなさいということで、地域計画というのは筑後市の農政課の方で作成しますが、そのためのですねそれに基づく目標地図というものをですね、2年後には出さなければいけませんので、それに伴うです

ね、農業委員会は役割を担っていくということで5点ですね、こちらも国が示したとおりのやつをそのままあげておるところでございますので、皆様ですねご協力なくして出来ませんので、今後ともですねお願いをしたいというふうに思っているところでございます。また目標地図につきましてはですね、推進機構、あと農林事務所、あとJAさんとですね、うちの市農政課、それと農業委員会でございますね、モデル地区を設定しましてですね、設定させていただきまして古川校区さんのほうをですね、ちょっと農地的に広いんですけれども、アンケート実施をする予定でございます。それは先行してモデル地区でさせていただきませんが、市全体でもですね目標地図作成のための協議等をですね、今後ですね、お願いしてまいりますので、2年間の間にその目標地図ですね、バラバラこうあるやつを、この辺はこう、一緒の人に出来ないかというようなやつでございます。その地図を2年後には作らないといけませんので、そちらの方のご協力をお願いしたいと思います。議案第8号の説明、別紙様式の1の説明は以上でございます。

○議長

それでは議案第8号の説明がございましたけれども、質問のある方はどうぞお願いいたします。城戸委員どうぞ。

○委員（11番）

11番城戸ですけど、3ページの担い手の育成確保のところの認定新規就農者の現況16経営体、で、3年後15、目標15、これは毎年この数を目標とするのか、この3年間の統計で15経営体を目標としているのか、ちょっと他のはそのまま分るんがけれど、新規で毎年入って来るのに15経営体っていうのはどういう数字なのかなという質問です。

○事務局

今、城戸委員さんありましたように、今の段階では現状が16経営体ですので3年後、今までは他のやつはプラスでですね、例えば毎年15ならばこれが45、ということですね、ちょっとこの辺も。

○事務局

すいません、この認定新規就農者っていうのはですね、新規就農の期間が確か5年間だったと思うんですけれども、この5年間の認定期間中にある新規就農者の皆さんの数っていうことです。今16名いらっしゃいます。で、今度卒業せらっしゃるしこ

は補充して15名の認定新規就農者の方達を確保していくという数字、(なるほど) という数字でここはお願い致します。で、似たようなところでもう一つ確認するように補佐に言っている部分が一枚捲っていただきまして新規参入促進の面積、これは基本構想の中でもですね、新規参入が3名、6名、20名で、見方によっては令和15年に20人の新規就農の個人を入れるよっていうふうにもみえます。だから、毎年何名っていう見方なのか累積するのか、累積するんであれば現状3名だったり、3年後6名なら1年1人ずつでよかっていう見方になってくるので、ここはちょっとすみません。が県の意向によって書き方を変えさせていただこうかなと思っています。今までと変わらないよっていうところではいけば年に2人は入れたいなっていうのが、今のところの考え方です。以上です。

○委員(11番)

分りました。

○議長

(いまのでちょっとよかですか) どうぞ。

○委員(1番)

関連で、3ページの先ほどの説明からすると認定新規就農のところはそうなる認定農業者というのは5年経過して数字はずっと減っていくちゅうことですよね。そういう見方ばせやんちゅうことですかね。今の説明からすつと。

○事務局

はい。あの一今のところですね。あの一まあ農政課とのすり合わせも、もう少しなんですけれども、その関係もありまして一旦少しずつ農家の数が減っていくんではないかという基に、少し減らした数を今のところ入れているということなので、こちらの方も含めて農政課と調整してから入れたいと数字については目標をですね。

認定者の方、総数も減っていくのかなーというところですね。本当は現状維持プラスかプラスが一番いいんでしょうけどもどうなのかなあというところですね。少し。

○委員(1番)

5年間継続したやつが今度、認定農家に繰り入れて新規んほうをするということならば、増えても現実にはずつとこの数字くらいいくと、減っていきよるち理解せやんとですよ。

○事務局

今の認定農家、毎回報告させていただくと170ちょいぐらいを推移しています。で推移している中で、結構ご高齢になってきてある方達もいらっしゃって、以前はこの認定農家も65歳までという要件があったんですけども、これがなくなってですね年齢要件なく、お一人でも継続していただいている方、原則更新してくださいという御願いをしつつ、まだせやんかいといいながらしてもらっているの実態です。そういったところもあって、近い将来、維持するのが難しいだろうなというのが農政課の見通しといいましようか、というところですが、ただ、これはあくまでですねそういった中で案として私どもが入れさせていただいたところですので、今日ご意見をですね、いやいや維持せやんけんからこげん減らす方向じゃでけんめえもんということであれば、そういう数字に書き換えていきたいなというところですが、えーこの文書を読んでいただきました方はちょっと頭が痛いと思いますが、これは農業委員の仕事です。増やす分も欠く分もだからそれをどう取り組むかというところも含めて、えーちょっと数字のほうでご意見をいただければと思います。

○委員（4番）

これこの前言いよらはった令和5年の4月1日以降にはぜんぜん田んぼ持たんでも取得できるというふうなことをちょっとおしゃったがその辺のあんべはどげなふうになとっですかね。進境状況は。

○事務局

話が変わりましたけどいいですか。

○委員（4番）

これと関連しとるからやった。

就農についても、こげなふうに減ってくる分も補うのためにもどんなふうに進境しよっじゃろかと思てちょっとお尋ねしよっここです。

○事務局

ありがとうございます。新規就農に関していけば、もともとですね筑後市の場合は、あらたに就農されることに関していけば、面積要件は下限面積とかいうのはですね、あっせんとかでも設けていなかった。基盤法の認定新規就農者に関してですねまずはとかかってもらおうということでそれはなかったところなんですけども。農地法に関していったら、同じような考え方に今度4月1日から変わりますので面積はどしこ

からでもいいと、そこを農地として使うのであればというのは、4月1日からそうなるということです。

○委員（4番）

農業委員の責任であるところとおしゃつとるから全体の責任であるけども、そういうなことで、そういうこともちょっと同時にこういうふうになりますよちゅうこと、じゃんじゃん増えていきはせんじゃろかと質問したとこじゃったです。

○事務局

この指針というのがですねあくまで農業委員会がどういう今からするかというものを書いているものです。文章のところどころですね農業委員が中心となって地域計画、担当地区ごとに活動を通じてこの数字を目指していくような書き方になっております。だからあのーそういった意味でですねこれが活動のための目標設定、指針ということになってます。そういった意味でちょっと方向性をこういった数字にしていくと、例えば農地とかも減っていく数字になっていますけど、こげん減らしちゃでけんめーもんという意見もあろうかと思えますし、いやいやこんくらいの減り方じゃないよっていう見方もあるかもしれません。そういったとこですね。

○議長

わかりました。他にございませんか。

○委員（1番）

最後にちゅうとおかしなばってんがっさい。こういうふうには計画の策定、たぶん私達の3年前じゃい6年前もこういった方針ちゅうとがあつたっち思うとですよ。で私は今回で卒業するんですけど、次の農業委員さんにこころのこういう指針があるちゅうのを一番最初にきちんと説明をしていただいとかと、だいたいおっどんが決めたっじゃなかつば、なんでせやんとち、ならんようにやっていただきたいなち、まあ実質私、前去年の12月の総会のおりもありましたけど、私が属している法人もこの5ページに書いてあるように非常に承諾を悩ました件で相談を受けた、せやん立場になるとですよ。リードしていく委員としての立場になって相談する立場になったときに絵に描いた餅じゃなかつばってんこういう取り組みをしますちゅうことここ具体的に推進方法ち書いてありますんでですねそれを相談したときに実際よろしく御願したなちゅうふうなことですよ。履行を御願したなち思います。意見要望です。

○議 長

他にございませんでしょうか。なかなか将来のことですから、なかなかの思いいろいろあると思い、まあ農業委員会としては基本的にはあんまり減らしたくないというのが本音でしょうけど、現実はやっぱり特に筑後市はなんかじゃんじゃん宅地化が進んでいきようけん農地そのものが減っていきよけんなかなか理想ばかりも言えん。

○委員（1番）

実際、年にどれくらい面積は減りよつとですか。

○議 長

あっそうか、宅地化ちゅうか、だいたいそげんかつ出とるかね。

○事務局

面積ですか？面積は2ページの減り方は妥当なところだろうと思います。令和5年度1,950（ha）であるのがですね、3年後に10haぐらい減るかもしれないというのは。

○委員（1番）

実際、年間に2、3haは減りよつとですかね。

○事務局

平均すればちゅうことでしょうかね。

○委員（1番）

まだ減りよるごたる感じのするけん。

○議 長

ほんなこっちゃん。みったんにきてん、見よつとまだ・・・

○事務局

ひとつひとつがそんなに大きくないんですね。あの一10軒のうち半分以上が個人住宅なんでそういったところからすると何反というのはそんなに多くはないですね。3反超えたら開発もせやんしですね。

○委 員（1番）

住宅の転用もあろうし、道路でもあちこち県道の拡幅とがですね新規でも出よるけんですね結構減りよるかなち。

○事務局

どこの市町村もそうですけど、大きく潰れる時というのは行政が動いた時が多いです。何町という感じで潰れるときは、あと私どもの目に見えないところで道路とかが

これは許可じゃなくて後から勝手に落としていくだけになりますけども、道路とか水路とかが公共事業でできたりするのは事後処理として農家台帳から落としていくということになるのでですね、これもそれなりにありますよ。そういったのもひっくるめてまあまあ、3年で10町くらいのペースかなという感じですね。

遊休農地に関してとか集積率が非常に私達はまあ正直なところ厳しいなと思っております。遊休農地を維持するっていうことイコール誰かが守してもらわやんということです。だから法人さんが手放される農地は作り手がなか場合にはそうなるということもあります。そのまんまそれが集積率に繋がっていきます。だからですね集積率が70%切ったらば、また推進委員さんと農業委員さんとわけないかんというような事態になってきますんで、そういった意味ではこう非常になんというかなもう手かせ足かせをつけられながらの計画のような感じのふうに見えてくるところもあるんですけど、まあ

○議 長

基本的どうしようもなか農地もけっこうあるじゃんね見て回って。どげんされんとこのいっぱい。あんかつは将来にわたったっちゃどーんならんとやんけん。そんかつば、それ以外ば荒地にならんごつつちゅうばってん、荒地地、減る具合が現実ば見ると。

○事務局

できるかどうかわかりませんが、例えば遊休農地面積を今14.7(※ha)から減らすようにしてありますが、現状維持が精一杯だよということであれば、そういったことかもしれません。あの今のところ15.1haだったのが14.7haというように若干今年減った状況ですんでですね、そういった意味ではちょっと減らしすぎているような感じもします。

○委員(4番)

遊休農地ちゅうのは放置が多かでしょうが。そっじゃなかなら筑後市なら筑後市でこういうふうに決めてからしますよちゅうことになるたびしゃっとなるですよ。

○事務局

一旦もどせたとしてもですね、また遊休農地化するのが非常に早いので、作り手が決まるっていうのが一番のあれかなあというふうに思いますよね。一旦整備すること自体は、推進機構もそういった貸し出しをやっていたんですけども、そうしたとこ

ろで作り手がつかないってところが今一番頭が痛いところ。

○委員（15番）

荒れたところから税金をとるごつするとよかろうだい。

○事務局

制度的にはあります。あの一何倍になっとやったですかね。あの一遊休農地で指定して確か、何某かの指導とか働きかけをした後、税金が何倍かになるっていうのは、制度的にあります。しかし農地の何倍かになったところで、そこば整備したり管理したりする費用からくらべたら安いもんかなという、そういう難しさがあります。

○委員（8番）

なんもせんよりよかつちやなかですか。ち思うとやん。なんせんならなんせんものこんままで終わりやなかですか。ただほうたらかしてそっで終わり。なっとやっぱ前も僕発言したことあるけど、なんなっとやっぱ罰じゃないけど、やっぱり何かせんなら遊休農地はなくならんとやないかなち思うばってんですね。

○事務局

現実的にはですね、ペナルティー的な何倍になるよりも、相当高くなってしまう税務課の方が雑種地課税にすることが現実的に起きてます。だから農地台帳に載ってて現場が農地であれば農地課税をします。でもどちらから欠けたらばそうじゃない見方をしますというのが課税の仕方です。だから一般的には建物が乗ってない何も使われていない土地という雑種地の利用されていない雑種地という課税にされることがよくあります。

だから今日の事例でも出てましたけれども、農家台帳上は田畑であるけれども、現況地目雑種地に入っているようなものですね。こういったものは農業委員会は認めていませんが、税務課は勝手に雑種地課税してます。これが一番高い税金です。そういったような課税自体は実際、起きています。でも、それでもなおかつ遊休農地は減っていないのは実態です。

○委員（15番）

実際、空き家関係がそうやって税金ば高こうしたなら、だいぶ減ってきたちゅう話やろうが、

○事務局

それは建物に対する課税の話ですかね。

○委員（8番）

みんなで知恵絞りゃなんか

○委員（15番）

法律ば作りゃ、作らやんち思う。

○事務局

法律っていう意味で言えばですね、あの一逆に強制的に貸し付けできる法律の方に動いています。だから遊休農地を何も対策をとられてないんであれば、行政の方でそこを農地化して、農地化したのに対して強制的に、期間が長く設定されたんで30年になったような気がします。20年だったのがですね。それを例えば法人に。だから私達が次からしなくちゃいけない農業委員会の方で進めなくちゃいけないのは、強制的にそれを農地にもどします。その借り手を探しですね。作り手探してっていうのが出てきます。だからそこに30年間貸し付けするっていうのが中間管理事業で出来るようになりますんで、それを誰が作るかっていうところを具体的に探して、マッチングしてからするといったようなところ、難しいのは遊休農地、筑後市の場合は狭小なところが多いんです。作りにくいところが多いんです。その作り手探しをするっていうのが、この遊休農地対策の農業委員会が一番するところになってきます。貸すと自体はですね強制的に借りれる制度はできていますんで。

○議長

他にありませんかね。この数字は、事務局から提案のあった数字から動かさずでよかですね。これをまちっとまだ減らさやんとか。現状でいいのか、数字がそれぞれ出るとの数字をもう一回眺めてもらえんでしょうか。

○事務局

これこのあとどげんなるとやったですかね。

○事務局

これは、ここで承認して、数字は修正するとして承認していただければ、4月1日に公表をせんといかんです。じゃないと最適化交付金の対象にならない。ので3月末までには公表すると、まあ、ホームページにあげるだけですけれども。

○事務局

で、県に通知でしょ。

○事務局

県に、はい通知を送ります。

○事務局

てゆう活動に。

○事務局

なります。

○事務局

こん次んところが今度、年度のやつなんでそこまでいきましょうか。これの詳しかバージョンなんで。

○議長

ばってん、これば承認ばしてもらんなら次さん行かれん。

○委員（4番）

今言われよった1年後を見定めてから状況判断をした方がいいんじゃないかなろうか。わたし、個人で個人じゃなかばってんそういうなことを提案します。1年後。3年後、5年後じゃなか。一番最後数字の置き換えかなんかの承認かなその辺は、そうせんと今の状況で物価変動とかウクライナの戦争とかいろんな状況を判断を見据えて1年くらいすりゃだいたい状況がわかろうけんで。その辺を見据えた上でしていただいたらいいかなと私は思います。

○事務局

私もそのように思いますが、国の方は4月1日にはこれを出しなさいと、じゃないと交付金はあげませんよちゆうか、法律違反ですよということを言ってますので、見込みでもいいので、とにかく揚げてくれと。まあ改選後とかに数字は見直していいですよと。当然、あのいろんな状態です、さっき岡本委員さん言われたように、いろんな事で動いていくと思います。まあ急激にあのまあ農地が減るかもしれませんし、ぜんぜん減らないかもしれない。で新規就農者の方も筑後市も魅力あるからといって来られるかもしれませんので、その時々改選ごとぐらいに見直していけばいいのかなあというふうに考えてます。ので3月末、4月1日には必ず揚げなければいけないという趣旨をご理解いただければというふうに思います。

○議長

それで、見直してもいいということで、あの承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第9項を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

続きまして、

議案第9号 最適化活動の目標設定等について でございます。

こちらが、令和5年度のですね目標の数値の具体的なやつになります。別紙様式2をご覧ください。こちらですね昨年7月に令和4年度の最適化の目標を立てたのこの表自体はまったくかわりません。先ほど指針のところでもお話をしましたけれども、具体的に言えば先ほどの大きく3点ですね。遊休農地の解消それと新規参入と集積・集約になります。1ページですけどもこちら農業センサスの数とかですねこちらは決まっていますので、これを入れるとして真ん中の右のところですね認定農業者等の数が先程言いましたとおり調査が終わってから確かなやつを入れるということにしたいと思います。一番下の耕地面積も一緒ですね。1,950ha ありますけれどもこちら集約したやつが出ますので、そちらに合わせたいと思います。

2ページをご覧ください。こちら具体的な目標の数値となってまいります。一番上が農地の集積ですね。現在 74.7%ですけどもこちらのほうも確定した数字がはいったやつで入れ替えをしたいというふうに思います。

目標のところも一緒でございます。網掛けしたところですね、が少し変わってくるかと思えます。

2番のところの遊休農地の解消ですけども、目標のところですね真ん中下のまる2の目標のところですけども先程、局長も申しあげましたとおり、緑区分の遊休農地の解消は1ha ですね、いきたいというふうに思います。そちらの下には5分の1をと書いてありますけども、とてもとても5分の1、3ha とかは難しいですので現実的な数字でですね、させていただきたいなあというふうに思っております。そして一番下にですね前年度はなかったんですけど新規発生遊休農地の解消ということで、前年度に新規発生したまあ令和4年度ですね、発生したとこの解消をまあ0.3ha 程度というふうに設定をさせていただきたいというふうに思います。

3 ページですね。3 ページが新規参入のところでございます。令和2年度と3年度はわかっておりますので令和4年度の数を新たに入れさせていただきたいというふうに思います。

真ん中の2番の最適化活動の活動目標ですね。昨年もいろいろ議論をいただきましたけれども一人あたりの活動日数はやっぱり月6日ということですね今年度に引き続きという形で秋にですね4月から9月のやつの平均をですね、皆さまの活動日数を平均をとらせていただいたところ4.7日。6日の目標に対してですね、パーセンテージ的というと78%ぐらいなので、頑張ってくださいとおるところかなあというふうに思っているところでございます。あとちょっとですね。6になるかなあと思います。

強化月間は、そこにまあ強化月間と新規参入の参加目標の数はもう今年度と同じにしております。変わってくるのはあとからまた、お話しますがタブレットですね、タブレットがやっとまいりましたので、この次はこれを使ってですね現地を確認にいきたいと思いますのでよろしくご協力をお願いをしたいというふうに思います。はい、説明は以上でございます。

○議長

いま説明がありましたけれども、このことについて改めて質問のある方はどうぞお願いいたします。まあ質問とか意見でも結構です。とりあえずという言い方はいかんばってん、これも数字はまた変えられるとやろもん。

○事務局

毎年見直しは

○事務局

これは毎年見直しを。

○議長

そしてんなら決めたごつせやんならどんこんいかんけんやった。

○事務局

こちらも同じようにですね、4月1日には出さなければいけないということで、本来ならば3月までの実績を勘案したところで、例えば集計したりすると早くて5月の総会かなあと思っていたんですけど、これもそういうことで先に出さないと交付金が出ないのでこの見込みでですね、同じようにしなさいということですので。

○委員（6番）

交付金ってそんなに大きいんですかね。交付金、交付金って餌ぶら下げられたような状態で。

○事務局

国全体ではですね51億円ということですがけれども、うちがもらうのはその内のわずかな部分でございますので。全体でですね、全国でですね。少しでも財政的に皆さんの税金を少しでもですね。

○議長

事務局から言われたそれに説明していただきましたように農業委員頑張っていくますけんで、活動費うんぬんちゅうかその奨励金ちゅうかなそれを調査でも前向きにあげていかれるようなことで段取りお願いします。そんなくらい活動しますので。そんなかってよかたい。活動は今まで以上にしていかにやいかんけ目標に達して。よろしくお願いします。はいちやいわれんめいばってん。

○事務局

はい、できるだけそういったふうにしたいと思いますが、最適化交付金といいますのはですね、いわゆる後で見せますけれどもタブレットの通信費、これが結構16台ありますので、まあちょっと年間にとするとまああの額になります。とかですね、あとは、あの例えば耕作放棄地とか遊休農地の解消とかそういったこの臨時さんのもので、うちで雇っているそういう方の一部、人件費の一部とかだったりします。あの通信費とかの方がですね結構、固定経費になりますので、ちょっと1台あたりにするとそんなにはないんですけど、16台ありますからですねあの結構な金額になりますのでそちらの方はですね、それで有効に活用させていただきたい。で皆さんが一生懸命こう現地でしていただくとその分はすぐ取り戻すと思いますので是非ご協力をですねお願いしたいと思います。

○委員（11番）

すみません。いいですか。

○議長

どうぞ。

○委員（11番）

そのタブレットで総会資料とかもする予定、この先あるんでしょうか。地図だけとかこういう文書類がタブレットの中でっていうことはありえるんでしょうか。

○事務局

将来展望の話でいきますとそれはいいです。現時点で国がやっている部分というのが元々ですね、筑後市は農業委員だけですけれども農業委員と推進委員とありますけれども推進員の2分の1を国が予算確保してからこの分配をやっています。だから今の現地調査とかに使うとかそういったトータル的なところでも国全体で推進員の2分の1でどこも手を上げる量がすくなくだったので、私どもは全部農業委員さんで半分ちゅうわけにもいかないので、16台お願いしますっていう要望でしたら16台来たというぐらいの配分でなってますんでそういった意味ではあくまで全員が一律に使うっていうの農業委員のみんなの仕事をするだけ潤沢に配置している訳ではないんですね。筑後市はたまたま16人来ました。今のところ現地調査それと活動記録簿の入力、それといろいろ問合せがあった時に現地ですぐあの誰々さんの農地やねと、いまのどこえーっと、地番とか場所ですぐ誰の農地でどげんか利用権が入るととかゆうのが見れます。名前を入れたらその人の農地がここここに有るよっちゅうのが見れます。その使い道として使っていただこうかなと思っています。

そういったものになってきますので、地元の方がいろいろ農地に関するご相談があった時にすぐに農地の情報が把握できると、お手元ですね。で相談があったことを記録できるっていうそういったもので使っていただきたいと思います。

○委員（11番）

ペーパーレス化になるのかなと思ったけど。

○事務局

それは私どんでもなかなかまだしきらん。

○委員（6番）

もちあげんならそんな

○委員（4番）

講習はしていただくでしょうもん。講習を。

○事務局

あとから、それはちょっと難しかったという話をしようかなと

○議長

なかなかこの場でうんうんちゃ難しいことかもしれませんがでも一応出さやんげなけんで、数字はこれも含めて変更があるということで採決をしたいと思います。

議案第9号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第10号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書の30ページをお願いします。

議案第10号 農地法第3条第2項第5号に係る下限面積（別段の面積）の廃止
について でございます。

こちらのほう毎年4月に下限面積を市町村が緩和することができるという法律の中です。ね。法では50aという下限面積を筑後市では40aというふうに引き下げておりました。また、空き家バンクに付属した農地ということで特例的に下限面積を引き下げるといふのもこの制度を使ってやっておりましたが、法改正が今度の4月1日から施行されます。それに伴いましてこの今までの告示については、廃止しないと法令と合致しないということになってまいりますので、廃止をさせていただくということのご提案でございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは今説明がありました議案第10号について、質問のある方どうぞお願いいたします。（すいません）はい、どうぞ。

○委員（8番）

これは、もともとなんかあったけん廃止ちゅうごたるふうになつたつですか。なんか目的があるちゅうか。どういった流れで通達ちゅうかですね、そういったのが来たのかな。

○事務局

えっと今回の下限面積の緩和の話、別段の面積の話ではなくて、そもそも農地法の下限面積がなくなったという部分ですかね。これについては農地法の下限面積、公に言われていることだけの話でいきますと農地法の下限面積を定めなくても他の農業、その農地を管理する要件はそのままなので、それはそれできちんと管理することで農地の面積にかかわらず、そういった許認可は今後も継続ができると。そしてより幅広

い判断ができるようになると、面積が大きい小さい、例えば50aをクリアしときさいすればいいではなくて、もともとあるちゃんと農地を農地として使うという判断は今までどおりあるのでそれはそれでしっかりやってという面積要件だけが柔軟にできるようにということ。

○委員（8番）

撤廃でなんというかな、良くもなるかもしれんし、悪くもなるち思うとやんね。ゼロで今まで買えなかった方達を買えるっていうことでしょう。そげんなるっていうことでしょう。ちゅうこつは誰でも買えるようになるんですよ。

○事務局

現に農地を持っていなくて非常に小さい10㎡とか100㎡でも買えるようになります。

○委員（8番）

40a以下の方でも買えるようになる。今まで縛りのあったのが。なんかそこらへん国がそういうふうならここでいろいろゆーたっちゃですね。

○事務局

以前から長く農業委員経験してある方達は、例えば農業出来るだけの準備ができていますかっていうようなところ。例えばトラクター有りますかとか、田んぼ買うなら田植機どうしますか、そういったところのものが無いと農地買う資格無いでしょうっていうようなことがあってました。でまあそれに近いような面積ではないけれども、ちゃんとその農地に見合うですね準備ができていてっていうのはしっかりと確認しなさいっていうところは、まあ留意するべきこととして通知がきています。だからそういったところでしっかり見て、あくまでその農地を農地として使う方に許可をとということですね。肥培管理という言い方を農地法ではなってますんで、そこをちゃんと田畑を耕して生育させることを目的に使うといったようなことですね。

○委員（4番）

ちょっとよかですかこれに関して。例えば福岡県に私が筑後市長浜新茶屋に田んぼをもっとるばってん、福岡県の方やなくても他県からでも購入できるような制度ですかそりゃ。例えば北海道から買いますゆうて買うてから田畑ば親戚の方が耕作するっていう形もできるからですね他県からやなし、県の所有者、県に住んである方がそういうなことをされんのですかお尋ねしたいばってん。なんか規定かあつですか。ただ撤

廃すっただけで誰でも買うてよかちゅーふうなこっですかね。

○事務局

さっきから言ってますようにあくまで面積要件がなくなった。緩和されただけですので、それ以外の要件は、そこを生育させるのに、肥培管理するのに必要な常時従事しているのはくっついてます。だからそういったのをできる範囲でっていうところはそれも併せて農業委員会が審議確認をしなくちゃいけないといったことになりますね。

○委員（4番）

撤廃って書いちゃうからですね。

○委員（5番）

新規就農の窓口を広げるということだそうです。今言われたように効率的利用とやっぱり自ら耕作するというのはですね、この要件は残るとるちゅう、ただ誰でもいいというわけやないけど、そういう農業に従事したい人の窓口を広げるというようなふうに解説をしてありますけど、新聞がてますね毎週、あれを読んでいたらすね。

○議長

ありがとうございました。はいどうぞ城戸委員。

○委員（13番）

農業せんもんでん買わず可能性あつてしょうが。で今の場合、言っているとが3年以内は転売とかでけんごたる形にはなつとるでしょうが、そこんにきはどげんなつとる。はっきりもう出とつとですか。

○事務局

3年3作というのは農業委員会の慣例です。国とか県とかがそれに対して言っているわけではなくて、あなたが農地を買うのはちゃんと農地として使うためですよなっていうところの確認の中の一つとして3年3作ぐらいはせやんめもんという慣例であつてるといふところですね。だからそこをどうゆうふうに運用していくっていうのは農業委員会の考え方だろうと思いますけども。

○委員（13番）

3年ぐらい作って道端やったら宅地になるけんで売ろうかという可能性も出てくる可能性もあつとでしょうが。特に道端はですね。

○事務局

そのとおり。筑後市がとっても難しいのは農地の所有者のおそらく過半数が自分の

持ちこたえる農地の中で一部は転用をのちのちするだろうなと思っただけであると思うんですよ。だから自分の持ちこたえる農地を全部ちや思ちなかにしても半分以上の方がその一部はのちのち農地じゃなかいみちをするだろうなという将来構想をもっただけであると思います。そういった中でですねどういった3条と転用の許可をですねどう運用していくのかっていうのが、やっぱり筑後市で考えていかやんような状況なのかなというところですね。市町村によって状況が少し違うでしょうから。

○委員（1番）

今の話は地域性がかなりあつたやなかですか。街中の人達はそうかんらんばつてん。外側のがわんにきの人たちは・・・

○事務局

そういった意味では持ちこたえる土地の一部を転用考えてある方は半分以上おらつしゃるとやなかやかと。

○委員（4番）

来られた時に今まで以上に深く話を進めていかんといかんごたるですね。（そうですね）どげなふうな状況、どげなふうな活動目標があるとかいろいろ須らく聞かにかいかん。

○議長

はい、どうぞ。

○委員（1番）

国が撤廃したけん筑後市も設定しとつたつを廃止しますちゅうとこやんけん、あくまでも筑後は残しとかやんなら残しとかやんちゅう話になるし、国に合わせて廃止にしましちゅうそのどっちかちゅう話だけでしょうもん。

○議長

うちだけ残すちゅうことはでけんですよ。

○委員（1番）

筑後市だけ残すちゅうこともでけん。審議もなんもなかやんね。審議もなんも報告事項で良かつちなかですかね。

○事務局

告示をしますので。こういったことで廃止と。

○議長

改めてこの件について賛成か反対かの決を採りたいと思いますので、議案第10号について、承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します、すみません、賛成多数でした。訂正します。賛成多数で、承認することに致します。

本日の案件は、これですべて終了致しました。

これをもちまして第33回農業委員会を閉会致します。

午後4時03分 閉会